**ソーシャルメディア利用管理規程**

**（目的）**

第１条　この規定は、ソーシャルメディアを利用するに際に、それを適切に利用し、その有効性を十分に活用できるようにするために必要な事項を定めることを目的とする。

**（適用）**

第２条　この規程で定めるソーシャルメディアとは、ブログ、ツイッター、フェイスブック、電子掲示板、ホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、又は相互に情報をやり取りする情報の伝達手段をいう。

**（適用範囲）**

第３条　本規程は、全ての役職員に適用する。

**（遵守事項）**

第４条　役職員は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　（１）役職員としての自覚と責任を持った発信を行うこと

　（２）法令及び就業規則等に定める服務、情報管理に関する規定を遵守すること

　（３）基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること

　（４）職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いには十分注意すること

　（５）公序良俗に反する情報発信を行わないこと

　（６）取り扱う情報の信頼性を確保し、正確性を維持するとともに、内容については、誤解が生じるような情報発信を行わないこと

　（７）意図せずして自ら発信した情報により他者を傷付けたり、誤解を生じさせた場合、速やかに所属長若しくは、法人本部に報告すること

　（８）個人的見解だけでなく、客観的な視点から情報の内容を把握し、他者に誤解を招くような情報発信は行わないこと

**（禁止事項）**

第５条　役職員は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

　（１）誹謗中傷や不敬な表現含む情報

　（２）人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報

　（３）役職員の個人的な状況や意見等の情報（職務上必要な場合を除く）

　（４）違法行為、又は違法行為を煽る情報

　（５）根拠のないうわさや、うわさを助長させる情報

　（６）職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報（園児名や保護者情報も含む）

　（７）法人並びに第三者の権利を迫害する情報

　（８）園児並びに保護者を特定する情報（了承を得たホームページ等の掲載を除く）

　（９）その他公序良俗に反する一切の情報

**（懲戒）**

第６条　前条に掲げる禁止事項に該当する事実が認められた場合は、就業規則第○○条並びにパートタイム職員等就業規則第○○条に基づく懲戒処分を行う。

附則　　この規程は、平成○○年　○月　○日から施行する。